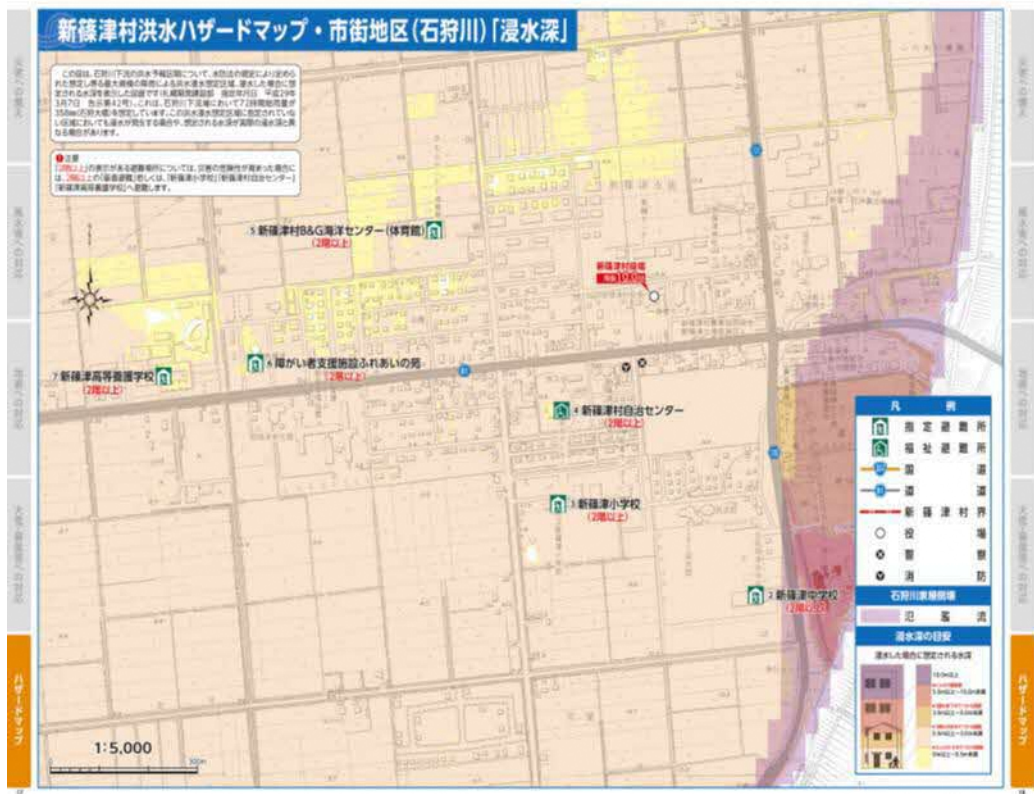
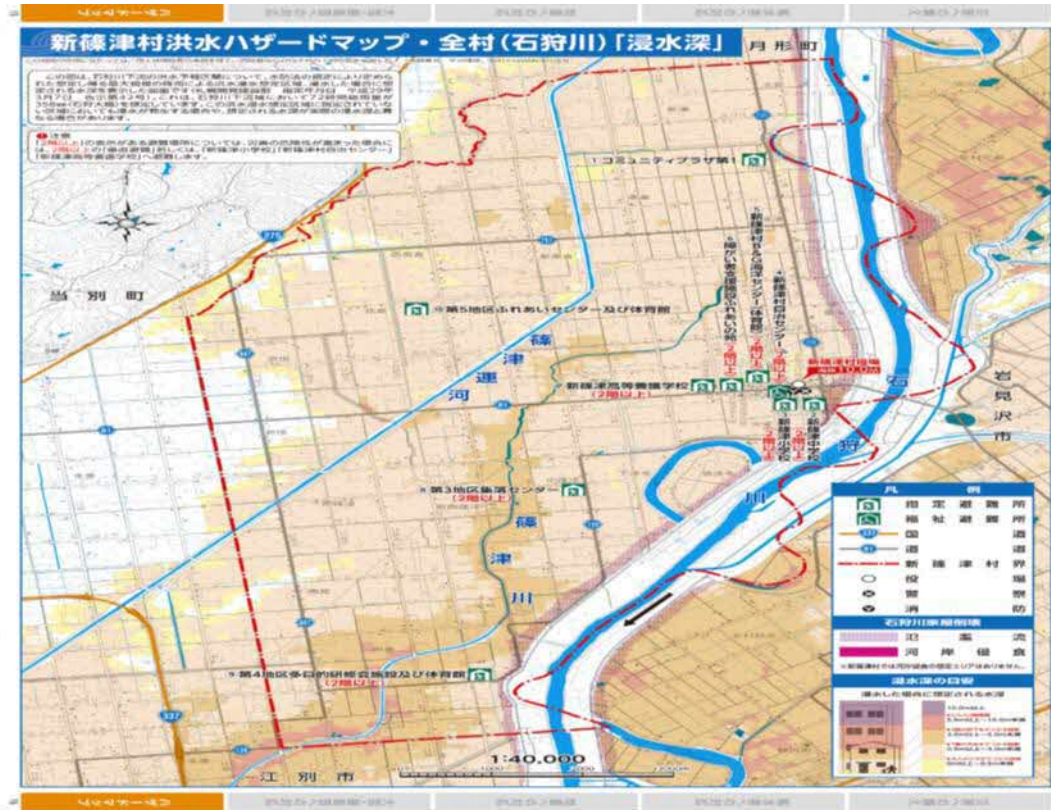


(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
1	現状
(1)	地域の防災リスク
	(四季別の災害の概要)
	〈新篠津村地域防災計画 一般対策編 より抜粋〉
	本村の災害の発生は暴風雨（低気圧・台風）による水害が最も多く、以下火災、冷害、雪害等がその主なものである。
1	春の災害
	4 月から 5 月にかけては、低気圧の接近に伴って暖かい南風が吹き込んで気温の上昇が起こり、降雨とあわせて融雪災害が発生する。また、融雪の終了とともに季節的な強風による異常乾燥等の気象現象から、空き地や原野における枯れ草等の野火火災が発生している。
2	夏の災害
	梅雨前線が津軽海峡付近まで北上し、前線上を低気圧が通過すると大雨に見舞われる。また、この季節は台風の最盛期でもあり、前線を台風が刺激することによって記録的な豪雨をもたらすことがあり、昭和 36、37、41、50、56 年の石狩川洪水災害はこの時期に発生している。
3	秋の災害
	この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通過し、天気は周期的に変化しやすい。また、本村に接近する台風は、一般的に勢力が弱まっている場合が多いが、稀にほとんどその勢力を変えずに襲来し、大きな被害をもたらす。
4	冬の災害
	冬季に入ると日本海沿岸から太平洋に低気圧が襲来し、降雨が降雪となり、時には暴風雪のため交通災害が発生する。また、寒冷積雪に伴って暖房設備、器具の使用が多くなり、これらに起因する火災が増える。
5	過去の災害
	これまでに数々の災害に見舞われてきたが、特に、昭和 56 年の大雨において、村内一円で大雨による洪水で、床上浸水 35 戸、床下浸水 137 戸、土木被害で河川 9、道路欠損 9、平成 30 年の台風 21 号において、村内一円で住宅被害一部破損 8 棟、非住宅半壊 4 棟、土木被害公園 1 箇所、衛生被害 1 箇所、社会教育施設被害 2 箇所、都市施設被害 191 箇所、その他被害 9 箇所、広い範囲で被害を及ぼした。
	また、気温は最高 34.7℃、最低 -27.0℃、降水量は平均 1,168 mm、最高で 1,513 mm、降雪は平均 841 cm、最高で 1,176 cm、最深積雪は平均 134 cm、最高で 213 cm、冬にはブリザード（吹雪）の日もある。
	(洪水：新篠津村防災ガイドブック、2018 年 10 月)
	〈新篠津村洪水ハザードマップ全村（石狩川）「浸水深」〉
	当村の洪水ハザードマップによると、一部地域を除き全村水没し、当会及び店舗が立地する市街地区においては、50 cm～3 m の浸水が予想されている。



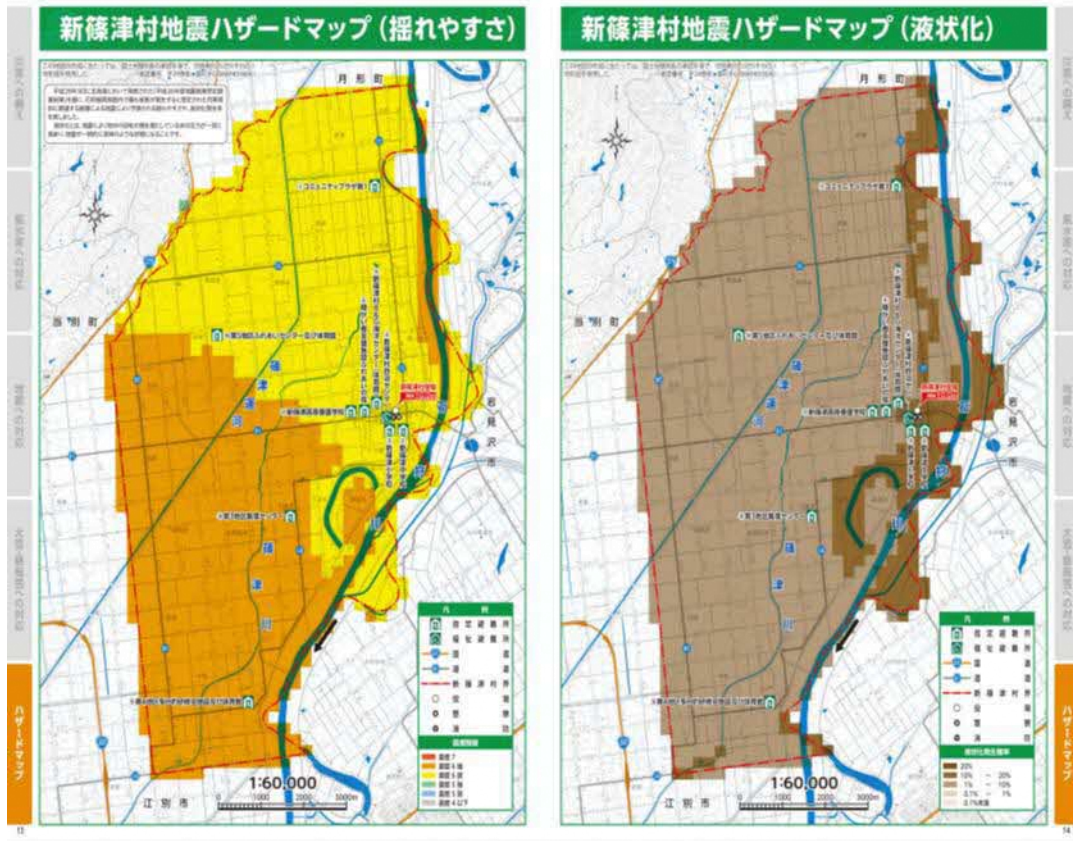
出典：新篠津村防災ガイドブック

(地震：新篠津村防災ガイドブック、2018年10月)

〈平成28年3月に北海道において発表された「平成26年度地震被害想定調査結果」を基

に、石狩振興局管内で最も被害が発生すると想定された月寒背斜に関連する断層による地震により予想される揺れやすさや、液状化発生率>

当村の地震ハザードマップによると、村内全域で震度6弱～6強、当会及び店舗が立地する市街地においては、震度6弱が予想されている。液状化発生率は、村内全域で1%～10%、10%～20%、当会及び店舗が立地する市街地においては、10%～20%が予想されている。



出典：新篠津村防災ガイドマップ

■ 新篠津村周辺の主な活断層の長期評価 (平成30年1月1日現在)

主要断層帯名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	ほぼ0～3%	13000年～17000年	14000年前以後
黒松内低地断層帯	7.3程度以上	2～5%以下	3～9%以下	7～20%以下	3600年～5000年程度以上	約5900年前～4900年前
石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～0.002%	1000年～2000年程度	1739年前～1885年
同(南部)	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度以上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年～15000年程度	約11000年前～2200年前
増毛山地東縁断層帯・沼田～砂川付近の断層帯(増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以上	不明

同(沼田-砂川付近の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
----------------	-------	----	----	----	----	----

出典：道計画地震・津波防災計画編

■ 海溝型地震の長期評価

(平成30年1月1日現在)

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔	最新発生時期
		10年以内	30年以内	50年以内		
北海道北西沖の地震	7.8程度	0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%	3900年程度	約2100年前
北海道西方沖の地震	7.5程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400年～3900年程度	76.4年前
北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500年～1400年程度	23.5年前
青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	33.6年前

出典：道計画地震・津波防災計画編

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 80人(独自データ)
- ・小規模事業者数 60人(平成23年経済センサス基礎調査)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	16	12	大多数は市街地及び近郊に集中しているが、一部広く村内に分布している
	製造業	5	5	村内に広く分散している
	卸・小売業	34	24	村内に広く分布している
	飲食・宿泊業	6	6	市街地に集中している
	サービス業他	19	13	大多数は市街地及び近郊に集中しているが、一部広く村内に分布している

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	S40.3	H31.3一部修正等
水防災行動整理表(タイムライン)の策定	H31.2	3回のDIG訓練を実施し策定
防災通信避難訓練の実施	R1.11	年1回実施
防災備品の備蓄		備蓄食料 ・アルファ米 2,059食 他 備蓄防寒用品 ・毛布 500枚 他 備蓄トイレ等

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 排便収納袋 400 個 他 備蓄発電・照明関係 ・ 発電機 5 台 他 備蓄燃料関係 ・ ガソリン 400 他 備蓄その他 ・ 背負い式飲料水袋 150 個 他 備蓄水防関係 ・ 土のう袋 4,000 袋 他 	
--	--	--	--

2) 当会の取組

項 目	年 月	備 考
災害時における新篠津村所管施設等の災害応急対策業務に関する協定	H20. 2	新篠津村建設協会 (商工会へ事務委託)
B C P 対応セミナーへの職員出席	H30. 10	北海道信用金庫
商工及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づく経営指導員に係る講習 (座学形式)	R01. 09	(株) 東京リーガルマインド (中小企業庁委託先)
防災備品の備蓄		備蓄発電・照明関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電機 4 台 ・ 投光器 2 器 備蓄燃料関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン 200 ・ カセットコンロ 1 台 ・ コンロ用ガス 3 本 備蓄その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 懐中電灯 2 個 備蓄水防関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ スコップ 4 丁 ・ オイルマット 11 枚

2 課題

- ・ 新篠津村地域防災計画には商工会の防災上処理すべき業務の大綱が定められているが、具体的にどのような役割を担うのかが不明瞭である。
- ・ 当村と新篠津村建設協会 (商工会へ事務委託、建設協会員 15 名中 13 名商工会員)、「災害時における新篠津村所管施設等の災害応急対策業務に関する協定」を平成 20 年 2 月 28 日締結し、協力内容は記載されているが具体的にどのような役割を担うのかが不明瞭である。
- ・ 緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が、商工会にはいない。

- ・商工会の全職員が保険・共済に対し助言を行える体制となっていない。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知し、実効性のある計画作成支援を行う。
- ・災害発生時に当会と当村で円滑に連絡をとるためのマニュアルの整備を行う。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内や関係機関との連携体制の整備を行う。

○ 成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模 事業者数 (経済センサス)	成果目標（事業継続力強化計画）					
			R2	R3	R4	R5	R6	
商 工 業 者	建設業	16	12	1	1	1	1	1
	製造業	5	5	0	1	0	1	0
	卸・小売業	34	24	1	1	1	1	1
	飲食・宿泊業	6	6	1	0	1	0	1
	サービス業他	19	13	1	1	1	1	1
合 計	80	60	4	4	4	4	4	

※成果目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、当村と災害応急対策業務に関する協定を締結している建設協会員、市街地小規模事業者を優先し策定するよう設定した。

○ 実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
計画の作成支援	地区内小規模事業者に実効性のある計画作成指導及び助言	講習会開催 個社支援	年1回 延8回/年
協力体制マニ ュアルの整備	当会と当村との災害時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	随時、 年1回以上
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行える体制の整備	協議会開催	随時 年1回以上
保険・共済対 する助言	保険・共済に対する助言を行える当会職員の育成	勉強会開催	年1回 延5回

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

- ・平成31年3月に一部修正した「新篠津村地域防災計画」と、本計画との整合性を整理し、災害発生時に混乱なく応急対応等に取り組めるよう体制を整備する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画書の作成

- ・巡回訪問時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や事業休業への備え、自然災害等への補償等の損害保険・共済加入等の対策について説明する。
- ・商工会報や村広報、ホームページ、チラシ(新聞販売店による村内全戸配布)等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等について、事業継続力計画策定に積極的に取り組む小規模事業者に対して紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についても、専門家を交えながら指導及び助言を行う。
- ・専門家を招き、小規模事業者に対し普及啓発セミナー及び計画作成講習会並びに計画作成個社支援を行う。

イ. 新篠津村商工会の事業継続計画の作成

- ・令和3年10月までに事業継続計画を作成予定

ウ. 関係団体等との連携

あいおいニッセイ同和損害保険(株)統括代理店である(株)トリムワンに専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー及び計画作成講習会の中で事業休業への備え、自然災害等への補償等の損害保険・共済加入等の対策について説明をする。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等取組状況の確認

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模 事業者数 (経済センサス)	フォローアップ回数					
			R2	R3	R4	R5	R6	
商 工 業 者	建設業	16	12	1	1	1	1	1
	製造業	5	5	0	1	0	1	0
	卸・小売業	34	24	1	1	1	1	1
	飲食・宿泊業	6	6	1	0	1	0	1
	サービス業他	19	13	1	1	1	1	1
合計	80	60	4	4	4	4	4	

- ・(仮称)新篠津村事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当村)を開催し、進捗状況確認や改善点等について協議を行う。(随時、最低年1回以上開催)

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード6弱の地震、50cm~3mの洪水)が発生したと仮定し当村と合同で、電話、FAX、E-Mail等の複数連絡体制の確認を行う。又、訓練については年1回定期的に行う。

(2) 発災後の対応

- ・自然災害等による発災時には、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡を行う。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・電話、FAX、E-Mail、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、家屋被害や道路状況等の大まかな被害状況等を当会と当村で共有する。

イ. 応急対応の方針決定

- ・当会と新篠津村総務課(企画担当主幹)の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・豪雨時は、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・地震発生時は、職員自身が建物の状況や道路状況を目視で確認し、2次被害の危険を感じる場合は出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、余震等に十二分に気をつけ出勤する。
- ・職員全員が被災する等で応急対応ができない場合の役割分担を決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報を当会と当村で共有する。

(被災規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内20%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内10%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が取れない。(大規模な被害が生じていると想定)
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

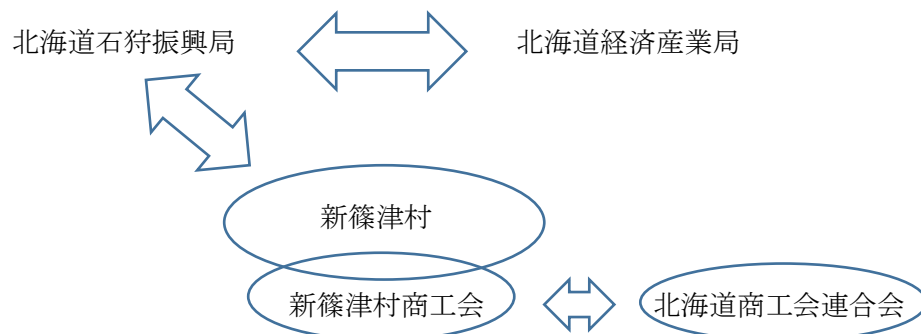
- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
4週間～1ヶ月	1日に1回共通する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて取り決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や商工被害額（新篠津村地域防災計画P102から105）の算定方法等についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、新篠津村と相談する（当会は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を新篠津村地域防災計画（P102から105）に基づき確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、道、村）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

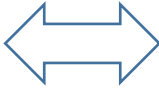
- ・当村の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会連合会等に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、新篠津村商工会、新篠津村のホームページ及び広報誌等において公表し、支援を行う小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行う。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに道経済部中小企業課へ報告を行う。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和元年 1 2 月現在)	
1 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>新篠津村商工会</p><p>事務局長 法定経営指導員 補助員 記帳指導員</p></div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>新篠津村</p><p>総務課 総務係・商工観光係</p></div> 
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先	
氏 名：関 正博	
連絡先：新篠津村商工会 TEL0126-57-2231	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)	
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。	
・事業継続力強化支援事業の具体的な取組の企画及び実行	
・計画達成に向け、進捗管理・見直し等フォローアップ (年 1 回以上)	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
(1) 商工会／商工会議所	
新篠津村商工会	
〒068-1100 北海道石狩郡新篠津村第 4 6 線北 1 2 番地	
TEL : 0126-57-2231	
FAX : 0126-57-2232	
E-mail : sin4612@rose.ocn.ne.jp	
(2) 関係市町村	
新篠津村 総務課	
〒068-1192 北海道石狩郡新篠津村第 4 7 線北 1 3 番地	
TEL : 0126-57-2221	
FAX : 0126-57-2226	
E-mail : kankou@vill.shinsinotsu.hokkaido.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
必要な資金の額	680	735	790	845	900
・ 専門家派遣	220	275	330	385	440
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンプ・チラシ制作費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
道補助金、新篠津村補助金、会費収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。